

褥瘡発生防止のための指針

養護盲老人ホーム 明光園

1. 褥瘡発生予防に関する考え方

高齢者は、低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に、施設を利用しておられる方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多くおられ、そのリスクは高いと思われます。こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、施設全体で、質の高いサービスの提供を目指して、この指針に従い、褥瘡発生予防に対する体制を確立し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うことを目指します。

2. 褥瘡発生予防に向けての基本方針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

褥瘡発生予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応については、委員会で検討する。

(2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(3) 専門家との連携

外部の褥瘡予防等の専門家とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組む。

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、定期的に研修会等を実施し、職員の教育に努める。

3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1) 褥瘡防止委員会の設置

①設置の目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及び適切なケア提供を目的とし、褥瘡防止委員会を設置する。

②褥瘡対策担当者

看護職員

③褥瘡防止委員会の構成職員

ア 施設長

イ 看護職員

ウ 支援員、介護職員

- エ 管理栄養士
- オ 調理職員
- カ 生活相談員

④褥瘡防止委員会の役割

委員会の主な役割は、褥瘡の発症予防と褥瘡発症時の対応である。委員会は定期的（2ヶ月に1回）に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

審議事項は次の通りである。

- ア 褥瘡予防及び発症時の対応に関する検討
- イ 指針・マニュアル等の作成・見直し
- ウ 褥瘡予防、及び発症時の対応に関する職員への研修の企画及び実施
- エ ブレーデンスケールの活用による褥瘡ハイリスク者の把握
- オ 適切な福祉用具の選定

（2）職員研修の実施

委員会では、褥瘡予防、及び発症時の対応に関する基礎知識の普及・啓発をはじめ、ポジショニング等の技術的な教育・指導を目的とした研修会を次の通り実施する。

なお、委員会議事録、研修会の内容は動画等で記録し、いつでも見られるよう提供し、全ての職員への周知を図る。

①定期的研修

褥瘡予防及び発症時の対応に関する研修を年1回（1回以上）実施する。

②外部研修の参加

外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。

4. 褥瘡の予防及び治療の対応

（1）褥瘡リスクの評価

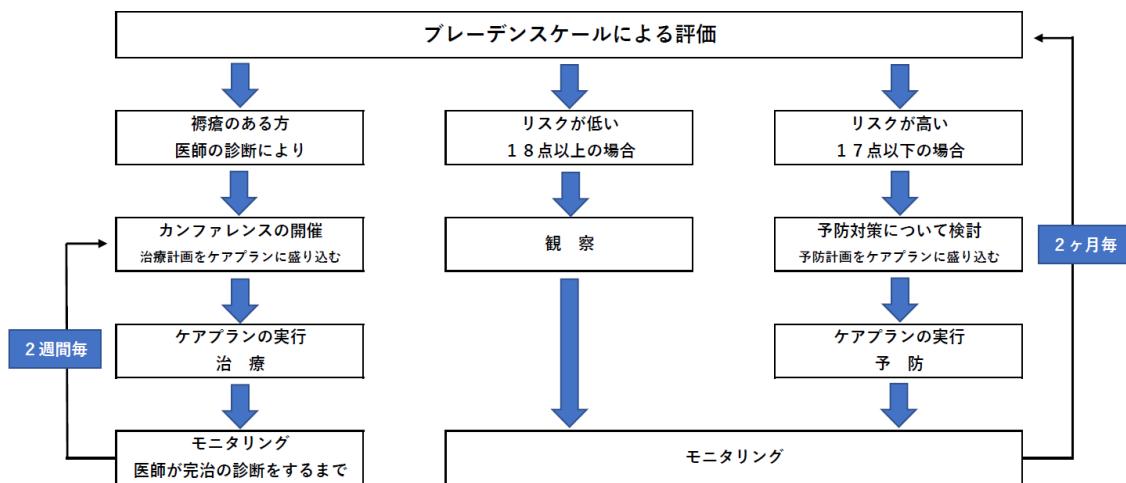
早期の対応を行うため、以下の方法を用いて、褥瘡発症のリスクを評価し、ハイリスク者を抽出する。評価によりハイリスク者に該当した利用者に対しては、褥瘡防止マニュアル及びケアプランに沿って褥瘡発症の予防対策を講じる。

ブレーデンスケール

知覚の認知	1. 全く知覚なし	2. 重度の障害あり	3. 軽度の障害あり	4. 障害なし
湿潤	1. 常に湿っている	2. たいてい湿っている	3. 時々湿っている	4. めったに湿っていない
活動性	1. 臥床	2. 坐位可能	3. 時々歩行可能	4. 歩行可能
可動性	1. 全く体動なし	2. 非常に限られる	3. やや限られる	4. 自由に体動する
栄養状態	1. 不良	2. やや不良	3. 良好	4. 非常に良好
摩擦とずれ	1. 問題あり	2. 潜在的に問題あり	3. 問題なし	—

※上記のスコアの合計点が17点以下の場合、褥瘡発症のハイリスク者となる。

(2) 褥瘡予防・治療の進め方



5. 褥瘡発生予防に関する各職種の役割

①施設長

ア 褥瘡発生予防の総括管理

②委員長

ア 褥瘡防止委員会においての責任者

イ 褥瘡発生予防の総括管理補佐

ウ 外部専門機関との連絡調整

③嘱託医

ア 定期的な診察・処置方法の指示

イ 発症・治癒の判断

④看護職員

ア 褥瘡処置への対応

イ ケアプランに盛り込む褥瘡治療計画の提案と経過記録の整備

ウ 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫

エ 褥瘡発生予防対策の提案

オ 職員への専門的知識・技術に関する指導

⑤管理栄養士

ア 褥瘡の状態把握と栄養管理

イ 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理

ウ 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫

エ 医師・看護職員等との連携

カ 職員への栄養管理に関する指導

⑥生活相談員・介護支援専門員

- ア ケアプラン（褥瘡ケア計画）に基づくチームケア
- イ 外部の専門機関との連携
- ウ 家族への対応
- エ 褥瘡発生予防の取り組みと体制つくり
- オ カンファレンスの調整

⑦介護職員

- ア きめ細やかなケアと衛生管理
- イ ケアプラン（褥瘡ケア計画）に基づく排泄、入浴、清潔保持
- ウ 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- エ 褥瘡の状態観察と記録の把握
- オ 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- カ 褥瘡発生予防の取り組み

6. 指針の閲覧について

褥瘡発生防止のための指針はいつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページにも公表し、いつでもご利用者及びご家族が自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は令和3年4月1日から施行する。